

令和3年度予防・健康づくりアプリ広報事業に係る提案仕様書

1 業務名

令和3年度予防・健康づくりアプリ広報事業

2 契約期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

3 業務の目的

沖縄県国民健康保険団体連合会（以下、「本会」と記載する。）は沖縄県からの委託を受けて、市町村から利用者（国保被保険者）に直接アプローチ可能な広報手段となり、かつ、利用者の行動変容を促す事のできる、予防・健康づくりのためのスマートフォンアプリケーション「オーロラ」（以下、「本アプリ」と記載する。）を開発しています。

本事業は、沖縄県国保被保険者における本アプリの知名度向上と利用者数増加を目的に、広報等の各種業務を実施する。

4 事業費上限額

本事業の上限額は、6,600,000円以内（消費税及び地方消費税含む）とする。

ただし、当該金額は提案のために設定した金額であり、契約金額ではない。

5 スケジュール

本アプリは令和4年1月11日に本稼働を開始し、令和4年2月22日頃の二次リリース（アプリバージョンアップ）により、全開発機能が搭載される予定となっています。

本事業はこのスケジュールに合わせて、効果的に各種業務を実施すること。

6 業務内容

6.1 掲示用ポスター

市町村、医療機関、薬局等で掲示するための A2 サイズポスターを 6,000 部作成し、県内全市町村、沖縄県、沖縄県医師会、沖縄県薬剤師会、本会へ必要部数を郵送または持ち込みすること。

各送付先の必要部数は、市は 50 部、町は 30 部、村は 10 部、沖縄県は 100 部、医師会・薬剤師会は 2,000 部、本会は 100 部を予定しているが、事前に本会と調整のうえ決定すること。

デザイン（内容）、用紙、郵送先への発送日については、事前に本会と調整のうえ決定すること。

印刷用の入稿データを本会へ納品すること。本会への入稿データ納品日、納品する電子ファイルの形式は事前に本会と調整のうえ決定すること。

6.2 追加掲示用ポスター入稿データ

市町村等で追加掲示するためのポスター入稿データを作成し、本会へ納品すること。納品する電子ファイルの形式は事前に本会と調整のうえ決定すること。

A2 片面印刷のサイズとする。

イベント情報等を追加記載できる吹き出し等を用意し、アピールしたい内容を自由に変更できるようなデザインとすること。

デザイン（内容）、本会への入稿データ納品日、納品する電子ファイルの形式については、事前に本会と調整のうえ決定すること。

6.3 配布用リーフレット入稿データ

市町村等で作成・配布するためのリーフレット入稿データを作成し、本会へ納品すること。

A4 片面印刷のサイズとする。

イベント情報等を追加記載できる吹き出し等を用意し、アピールしたい内容を自由に変更できるようなデザインとすること。

デザイン（内容）、本会への入稿データ納品日、納品する電子ファイルの形式については、事前に本会と調整のうえ決定すること。

6.4 ハガキによるお知らせ送付

被保険者に直接周知を行うためのハガキによるお知らせを、本会が提供する送付先名簿に従い作成し、各市町村へ納品すること。

作成・送付数は国保被保険者のうち、40 代世帯主数分の約 3 万部を予定している。

通常ハガキを基本とするが、サイズ・用紙等の仕様については、事前に本会と調整のうえ決定すること。
デザイン（内容）、郵送先への発送日については、事前に本会と調整のうえ決定すること。

市町村への郵送費に加え、各市町村から各被保険者への郵送費も本事業費で負担する（提案価格見積書に含める）こと。

6.5 新聞広告

本アプリの知名度向上と利用者数増加のため、本アプリの新聞広告を掲載すること。

沖縄タイムス、琉球新報の県内主要 2 紙にて記事下広告 5 段 1 / 2 に掲載する事を基本とするが、掲載場所、掲載サイズ等については、事前に本会と調整のうえ決定すること。

広告の内容、広告掲載日等については、事前に本会と調整のうえ決定すること。

6.6 アプリ紹介ショートムービー

市町村庁内、国保イベント会場等で上映し、予防・健康づくりの重要性を伝え、かつ、本アプリの有用性をアピールするためのショートムービーを作成し、本会へ納品すること。

再生時間は 5 分を基本とするが、実写・アニメ等の作成方法も含め動画の仕様等については、事前に本会と調整のうえ決定すること。

台詞やナレーション等については、すべて日本語字幕を表示するなど、音声なしでも内容が理解できるように工夫すること。

電子ファイルだけでなく、DVD と BD の外部記憶媒体の 3 種類を本会に納品すること。DVD と BD は正副合わせて 2 枚ずつ納品すること。本会への納品日、電子ファイルの形式は事前に本会と調整のうえ決定すること。

6.7 Youtube 広告

本アプリの知名度向上と利用者数増加のため、Youtube にて本アプリの動画広告を掲載すること。

Youtube 広告費、表示形式等を含む運用・実施内容等については、事前に本会と調整のうえ決定すること。

Youtube 広告に利用する動画は、本会が提供する本アプリ紹介動画を基に、必要に応じて再編集する事を想定しているが、新たに動画を制作しても良い。

Youtube 広告用に再編集または新規作成を行った場合は、当該動画を本会へ納品すること。本会への納品日、電子ファイルの形式は事前に本会と調整のうえ決定すること。

広告の内容、広告掲示期間等については、事前に本会と調整のうえ決定すること。

本会に対して広告の表示実績や専用ホームページへの誘導率等を含めた運用実績報告を（中間報告と最終報告の）2 回以上実施し、必要に応じて運用改善を図ること。

6.8 その他提案

知名度向上及び利用者数増加のために効果的と思われる活動について、提案事業者にて追加提案を行っても良い。ただし、対象者に賞金、景品、商品、金券、食事代等を配布・提供してはならない。

<例>

- ・国保被保険者が多く所属している事が期待される商工会及び商工会議所にて効率的に本アプリの利用者数増加を図るため、沖縄県内の4つの商工会議所及び商工会議所連合会の会報誌等に本アプリの広告を掲載する。

6.9 業務報告書

業務実施内容をとりまとめた業務報告書を作成し提出すること。業務報告書には経費の根拠資料を添付すること。

業務報告書の提出日や記載内容については、事前に本会と調整のうえ決定すること。

業務報告書の提出部数は電子記録媒体1部(DVDにて提出)とする。電子記録媒体にて提出する電子ファイルはpdf, docx, pptx, xlsxのいずれかの形式とする。その他の形式とする場合は、本会にて読み取り可能である事を事前に確認すること。

6.10 留意事項

本事業の成果品は事業実施年度以降も活用できるよう工夫、配慮すること。本事業において作成した成果品の継続利用や動画をホームページやYoutubeにて公開する事、本会や市町村主宰のイベント会場にて掲示・放映する事等について、肖像権やライセンス料の追加・更新費用の発生は認めない。

本事業を実施するための個人情報の取り扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」に従うこと。

各業務において、本アプリの専用ホームページへ誘導するためのURLをQRコード等で設定する際には、URLパラメータを設定し、Googleアナリティクスによるアクセス分析を適切に実施できるようにすること。設定するURLパラメータについては、事前に本会と調整のうえ決定すること。

7 著作権

成果物の著作権及び所有権は沖縄県国民健康保険団体連合会の委託元である沖縄県に帰属する。ただし、本業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

8 その他留意事項

本契約に定める事項について生じた疑義、又は本契約について定めのない事項については、沖縄県国民健康保険団体連合会と受託者が協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。

個人情報取扱特記事項

沖縄県国民健康保険団体連合会（以下、「甲」という。）と提案事業者（以下、「乙」という。）とは、甲が乙に業務を委託することに関する個人情報の取り扱いを以下に定める。

（基本的事項）

第 1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この事業による事務を行うに当たっては、個人の権利を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第 2 乙は、この事業による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この事業が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正管理）

第 3 乙は、この事業による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第 4 乙は、この事業による事務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第 5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この事業による事務に関して知り得た個人情報を事業の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第 6 乙は、この事業による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

（事務事業者への周知）

第 7 乙は、この事業による事務に従事しているものに対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

（再委託の制限）

第 8 乙は、この事業による個人情報取扱事務については自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りではない。

（資料等の返還）

第 9 乙は、この事業による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成

した個人情報に記載された資料等は、この事業の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。また、甲の承諾を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、この事業終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。

(調査)

第 10 乙は、この事業による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告をすることとする。

(事故発生時における報告)

第 11 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第 12 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。